

旧		新		改正理由
第1章 総則		第1章 総則		
第1節～第7節 略		第1節～第7節 略		
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		
<p>原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第1編総則第3章第2節に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。</p> <p>[処理すべき事務又は業務の大綱]</p> <p>1 県</p>		<p>原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第1編総則第3章第2節に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。</p> <p>[処理すべき事務又は業務の大綱]</p> <p>1 県</p>		
機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項	
福 岡 県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 災害発生時における国、市町村などとの連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時モニタリングの実施 (11) 市町村長に対する住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 (12) 緊急医療本部の設置・運営 (13) 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関することなど） (14) 市町村長に対する住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示など (15) 市町村長に対する住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限の指示など (16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 (19) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (20) 文教対策 (21) 相談窓口の設置 (22) 県管理の道路の管理 (23) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (24) その他災害対策に必要な措置	福 岡 県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 災害発生時における国、市町村などとの連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時モニタリングの実施 (11) 市町村長に対する住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 (12) <u>保健医療調整本部</u> の設置・運営 (13) 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関することなど） (14) 市町村長に対する住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示など (15) 市町村長に対する住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限の指示など (16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 (19) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (20) 文教対策 (21) 相談窓口の設置 (22) 県管理の道路の管理 (23) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (24) その他災害対策に必要な措置	緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧		新		改正理由
2～4 略 5 指定地方行政機関		2～4 略 5 指定地方行政機関		
機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項	
(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 イ 広域的な交通規制の指導調整 ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整	(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 イ 広域的な交通規制の指導調整 ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整	
(2) 福岡財務支局	ア 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整	(2) 福岡財務支局	ア 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整	
(3) 九州厚生局	ア 災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整	(3) 九州厚生局	ア 災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整	
(4) 九州農政局	ア 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物などへの影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ 災害時における応急用食糧の確保などに関すること ウ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導 オ 災害時の政府所有米穀の供給の支援	(4) 九州農政局	ア 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物などへの影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ 災害時における応急用食糧の確保などに関すること ウ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導 オ 災害時の政府所有米穀の供給の支援	
(5) 九州森林管理局(福岡森林管理署)	ア 国有林野・国有林産物の状況の把握 イ 材木(原木)の供給促進など、災害時の材木需要への対応	(5) 九州森林管理局(福岡森林管理署)	ア 国有林野・国有林産物の状況の把握 イ 材木(原木)の供給促進など、災害時の材木需要への対応	
(6) 九州経済産業局	ア 被災商工業者への支援に関すること イ 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保	(6) 九州経済産業局	ア 被災商工業者への支援に関すること イ 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保	
(7) 九州産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保 イ 鉱山における保安確保	(7) 九州産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保 イ 鉱山における保安確保	
(8) 九州運輸局(福岡運	ア 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 イ 災害時における船舶の斡旋、確保 ウ 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令など	(8) 九州運輸局(福岡運	ア 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 イ 災害時における船舶の斡旋、確保 ウ 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令など	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧		新		改正理由
輸支局)	エ 運送の安全確保に関する指導	輸支局)	エ 運送の安全確保に関する指導	記載の適正化
(9) 大阪航空局福岡・北九州空港事務所	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底	(9) 大阪航空局(福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底	
(10) 第七管区海上保安本部	ア 災害時における船舶の退避及び航行制限などの措置 イ 救援物資、避難者などの緊急海上輸送の支援 ウ 海上における救急・救助活動の実施 エ 緊急時海上モニタリングの支援	(10) 第七管区海上保安本部	ア 災害時における船舶の退避及び航行制限などの措置 イ 救援物資、避難者などの緊急海上輸送の支援 ウ 海上における救急・救助活動の実施 エ 緊急時海上モニタリングの支援	
(11) 福岡管区气象台	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達 イ 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供	(11) 福岡管区气象台	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達 イ 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供	
(12) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保 イ 非常通信の統制、管理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握	(12) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保 イ 非常通信の統制、管理 ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握	
(13) 福岡労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導 イ 労働災害調査及び労働者の労災補償 ウ 労働者の確保・被災者の職業あっせん	(13) 福岡労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導 イ 労働災害調査及び労働者の労災補償 ウ 労働者の確保・被災者の職業あっせん	
(14) 九州地方整備局	ア 国管理の国道、一級河川の管理 イ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保	(14) 九州地方整備局	ア 国管理の国道、一級河川の管理 イ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保	
6～7 略		6～7 略		
8 指定地方公共機関		8 指定地方公共機関		
機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項	
(1) 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	(1) 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
(2) 大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社	ア 災害時におけるガスの供給確保	(2) 福岡国際空港株式会社	ア 航空機輸送の安全確保と空港機能の確保	
福岡国際空港株式会社の指定地方公共機関指定に伴う追記				

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧		新		改正理由
(3) 福岡県水難救済会	ア 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること	(3) 大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社	ア 災害時におけるガスの供給確保	
(4) 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及	(4) 福岡県水難救済会	ア 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること	
(5) 戸畑共同火力株式会社	ア 災害時の電力供給確保	(5) 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及	
(6) RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSSFM、ラプエフエム国際放送株式会社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及	(6) 戸畑共同火力株式会社	ア 災害時の電力供給確保	
(7) 福岡県医師会	ア 災害時における医療救護などの実施	(7) RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSSFM、ラプエフエム国際放送株式会社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及	
(8) 福岡県歯科医師会	ア 災害時における歯科医療救護などの実施	(8) 福岡県医師会	ア 災害時における医療救護などの実施	
(9) 福岡県トラック協会	ア 災害時における緊急物資輸送の協力	(9) 福岡県歯科医師会	ア 災害時における歯科医療救護などの実施	
(10) 福岡県LPガス協会	ア 災害時におけるLPガスの供給確保	(10) 福岡県トラック協会	ア 災害時における緊急物資輸送の協力	
(11) 福岡県看護協会	ア 医療の視点からの要配慮者などへの支援	(11) 福岡県LPガス協会	ア 災害時におけるLPガスの供給確保	
(12) 福岡県社会福祉協議会	ア 福祉の視点からの要配慮者などへの支援	(12) 福岡県看護協会	ア 医療の視点からの要配慮者などへの支援	
(13) 福岡県薬剤師会	ア 災害時の医療救護（調剤）などの実施	(13) 福岡県社会福祉協議会	ア 福祉の視点からの要配慮者などへの支援	
		(14) 福岡県薬剤師会	ア 災害時の医療救護（調剤）などの実施	
9～10 略		9～10 略		

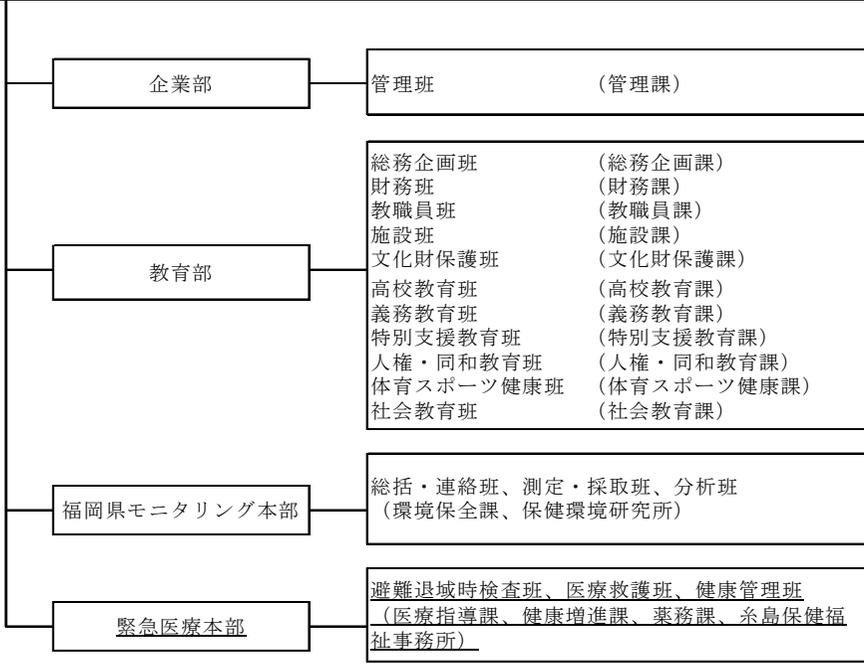
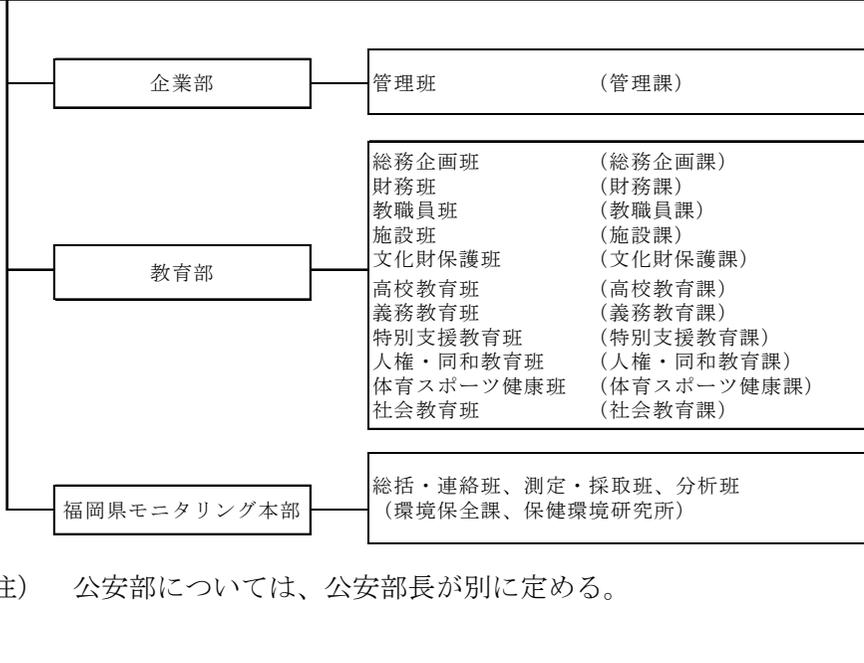
旧	新	改正理由
<p>第2章 災害事前対策</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 県民などの防災力の向上</p> <p>1 略</p> <p>2 防災訓練の実施 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課、各部主管課、関係各課） 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、その役割に応じ、防災業務関係者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、県民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的実施する。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第2章 災害事前対策</p> <p>第1節～第2節 略</p> <p>第3節 県民などの防災力の向上</p> <p>1 略</p> <p>2 防災訓練の実施 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課） 県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、その役割に応じ、防災業務関係者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、県民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的実施する。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>記載の適正化 （『関係各課』に集約）</p>

旧	新	改正理由
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の概要 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 即応体制の確立</p> <p>（国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課、各部主管課、関係各課））</p> <p>県、糸島市及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため、災害対策本部などを設置し、活動体制を確立する。</p> <p>(1) 活動体制の確立</p> <p>ア 県の活動体制</p> <p>（ア）～（イ） 略</p> <p>（ウ） 災害対策本部</p> <p>a～c 略</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害応急対策の概要 略</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 即応体制の確立</p> <p>（国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課））</p> <p>県、糸島市及び防災関係機関は、原子力災害に対処するため、災害対策本部などを設置し、活動体制を確立する。</p> <p>(1) 活動体制の確立</p> <p>ア 県の活動体制</p> <p>（ア）～（イ） 略</p> <p>（ウ） 災害対策本部</p> <p>a～c 略</p>	<p>記載の適正化 （『関係各課』に集約）</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧	新	改正理由
<p>[災害対策本部の組織]</p> <p>(略)</p>	<p>[災害対策本部の組織]</p> <p>(略)</p>	<p>記載の適正化 組織改編</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p>

旧	新	改正理由
 <p>(注) 公安部については、公安部長が別に定める。</p>	 <p>(注) 公安部については、公安部長が別に定める。</p>	<p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧	新	改正理由																										
<p>[糸島現地災害対策本部の組織]</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">糸島市現地災害対策本部長 防災企画課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括班 (防災危機管理局、県民情報広報課)</p> <p>保健医療介護班 (健康増進課、保健衛生課、医療指導課、介護保険課、糸島保健福祉事務所)</p> <p>福祉労働班 (福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課)</p> <p>商工班 (商工政策課)</p> <p>農林水産班 (農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター)</p> <p>県土整備班 (県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所)</p> <p>教育班 (総務企画課、福岡教育事務所)</p> <p>現地緊急医療班 (医療指導課、健康増進課、薬務課、糸島保健福祉事務所)</p> </div> </div>	<p>[糸島現地災害対策本部の組織]</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">糸島現地災害対策本部長 防災企画課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括班 (防災危機管理局、県民情報広報課)</p> <p>保健医療介護班 (健康増進課、生活衛生課、医療指導課、薬務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所)</p> <p>福祉労働班 (福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課)</p> <p>商工班 (商工政策課)</p> <p>農林水産班 (農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター)</p> <p>県土整備班 (県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所)</p> <p>教育班 (総務企画課、福岡教育事務所)</p> </div> </div>	<p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため (現地緊急医療班は保健医療介護班に吸収) 記載の適正化</p>																										
<p>[災害対策本部の配備体制、分掌事務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>班(課)名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">企画・地域振興部</td> <td>総合政策班 (総合政策課)</td> <td>1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>広域地域振興班 (広域地域振興課)</td> <td>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>市町村支援班 (市町村支援課)</td> <td>1 罹災市町村の行財政の助言などに関すること 2 市町村との連絡・調整に関すること(行政機能の移転、支援に関すること)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	班(課)名	分掌事務	略	略	略	企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること	広域地域振興班 (広域地域振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	市町村支援班 (市町村支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関すること 2 市町村との連絡・調整に関すること(行政機能の移転、支援に関すること)	<p>[災害対策本部の配備体制、分掌事務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>班(課)名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">企画・地域振興部</td> <td>総合政策班 (総合政策課)</td> <td>1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>広域地域振興班 (広域地域振興課)</td> <td>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>市町村支援班 (市町村支援課)</td> <td>1 罹災市町村の行財政の助言などに関すること 2 市町村との連絡・調整に関すること(行政機能の移転、支援に関すること)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	班(課)名	分掌事務	略	略	略	企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること	広域地域振興班 (広域地域振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	市町村支援班 (市町村支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関すること 2 市町村との連絡・調整に関すること(行政機能の移転、支援に関すること)	
名称	班(課)名	分掌事務																										
略	略	略																										
企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること																										
	広域地域振興班 (広域地域振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること																										
	市町村支援班 (市町村支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関すること 2 市町村との連絡・調整に関すること(行政機能の移転、支援に関すること)																										
名称	班(課)名	分掌事務																										
略	略	略																										
企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること																										
	広域地域振興班 (広域地域振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること																										
	市町村支援班 (市町村支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関すること 2 市町村との連絡・調整に関すること(行政機能の移転、支援に関すること)																										

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧			新			改正理由		
	情報政策班 (情報政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 本庁・現地機関などの電子計算機及び情報ネットワークに関する事 3 部内各班の応援に関する事		情報政策班 (情報政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 本庁・現地機関などの電子計算機及び情報ネットワークに関する事 3 部内各班の応援に関する事	組織再編		
	調査統計班 (調査統計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事		調査統計班 (調査統計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
	交通政策班 (交通政策課)	1 災害時における交通機関の調整に関する事 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関する事 3 部内各班の応援に関する事		交通政策班 (交通政策課)	1 災害時における交通機関の調整に関する事 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関する事 3 部内各班の応援に関する事			
	空港対策局	空港整備班 (空港整備課)		1 空港関係施設の状況把握に関する事 2 緊急輸送における空港の使用に関する事	空港対策局		空港政策班 (空港政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事
		空港計画班 (空港計画課)		1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事			空港事業班 (空港事業課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事
	国際局	国際政策班 (国際政策課)		1 外国人の被害調査及び支援に関する事 2 部内各班の応援に関する事	国際局		国際政策班 (国際政策課)	1 外国人の被害調査及び支援に関する事 2 部内各班の応援に関する事
		地域班 (地域課)		1 外国人の被害調査及び支援に関する事 2 部内各班の応援に関する事			地域班 (地域課)	1 外国人の被害調査及び支援に関する事 2 部内各班の応援に関する事
	東京連絡班 (東京事務所)	1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事		東京連絡班 (東京事務所)	1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事			
	略	略		略	略		略	略
	保健医療介護部	保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課)		1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事	保健医療介護部		保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課)	1 保健医療調整本部の設置に関する事 2 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 3 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事
健康増進班		1 被災者の健康管理に関する事 2 命令入所者の応援救護及び援助に関する事	健康増進班	1 被災者の健康管理に関する事 2 命令入所者の応援救護及び援助に関する事				

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧		新		改正理由	
保健医療 介護部	(健康増進課)	3 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること 4 被ばくに係る長期の健康調査に関すること 5 被災地の精神科医療及び被災者などの心のケアに関すること	(健康増進課)	3 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること 4 被ばくに係る長期の健康調査に関すること 5 被災地の精神科医療及び被災者などの心のケアに関すること	緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため
	がん感染症疾病対策班 (がん感染症疾病対策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること 3 災害時の防疫に関すること 4 防疫資材の準備に関すること	がん感染症疾病対策班 (がん感染症疾病対策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること 3 災害時の防疫に関すること 4 防疫資材の準備に関すること	
	生活衛生班 (生活衛生課)	1 災害時における食品衛生に関すること 2 応急措置を実施する旅館の衛生指導に関すること 3 愛護動物の救護に関すること 4 広域的な火葬の実施に係る調整に関すること 5 飲料水(水道水以外)の摂取制限の指示に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること	生活衛生班 (生活衛生課)	1 災害時における食品衛生に関すること 2 応急措置を実施する旅館の衛生指導に関すること 3 愛護動物の救護に関すること 4 広域的な火葬の実施に係る調整に関すること 5 飲料水(水道水以外)の摂取制限の指示に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること	
	医療指導班 (医療指導課)	1 緊急医療本部の設置に関すること 2 被災者などの避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送などに関すること 3 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 4 被災者などの救護に関すること 5 医療関係機関、団体などとの連絡に関すること 6 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 7 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること	医療指導班 (医療指導課)	1 被災者などの避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送などに関すること 2 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 3 被災者などの救護に関すること 4 医療関係機関、団体などとの連絡に関すること 5 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 6 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること	
	薬務班 (薬務課)	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること 2 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること	薬務班 (薬務課)	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること 2 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること	
	医療保険班 (医療保険課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	医療保険班 (医療保険課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	高齢者支援班 (高齢者)	1 災害救助活動の応援に関すること 2 被災高齢者に対する福祉サービスの提供についての市町村との連絡調整に関すること	高齢者支援班 (高齢者)	1 災害救助活動の応援に関すること 2 被災高齢者に対する福祉サービスの提供についての市町村との連絡調整に関すること	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧			新			改正理由
	地域包括 ケア推進 課)			地域包括 ケア推進 課)		緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため
	介護保険 班 (介護保 険課)	1 居宅介護サービス事業所の被害調査に関する こと 2 被災高齢者に対する介護サービスの提供につ いての市町村との連絡調整に関すること 3 老人福祉施設及び介護老人保健施設の被害調 査及び災害応急復旧に関すること		介護保険 班 (介護保 険課)	1 居宅介護サービス事業所の被害調査に関する こと 2 被災高齢者に対する介護サービスの提供につ いての市町村との連絡調整に関すること 3 老人福祉施設及び介護老人保健施設の被害調 査及び災害応急復旧に関すること	
略	略	略	略	略	略	
緊急 医療 本部	<u>避難退域 時検査 班、医療 救護班、 健康管理 班</u> (医療指 導課、健 康増進 課、薬務 課、糸島 保健福祉 事務所)	1 <u>緊急医療本部の運営に関すること</u> 2 <u>被災者等の避難退域時検査・簡易除染・原子 力災害拠点病院などへの搬送などに関すること</u> 3 <u>被災者等の救護に関すること</u> 4 <u>被災者の健康管理に関すること</u> 5 <u>安定ヨウ素剤に関すること</u> 6 <u>医薬品等の供給に関すること</u> 7 <u>原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関 すること</u>				

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧			新			改正理由
[糸島現地災害対策本部の配備体制、分掌事務]			[糸島現地災害対策本部の配備体制、分掌事務]			緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため (緊急医療本部吸収にともない現地緊急医療班を保健医療介護班に吸収)
対策班名	課名	分掌事務	対策班名	課名	分掌事務	
略	略	略	略	略	略	
保健医療介護班	健康増進課 保健衛生課 医療指導課 介護保険課 糸島保健福祉事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること 2 福祉医療関係施設における避難等の対策に関すること 3 被災者の支援に関すること 4 愛護動物の救護に関すること 5 飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関すること	保健医療介護班	健康増進課 生活衛生課 医療指導課 薬務課 介護保険課 糸島保健福祉事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること 2 災害対策本部保健医療調整本部との連絡調整に関すること 3 被災者等の避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送等に関すること 4 被災者等の救護に関すること 5 被災者の健康管理に関すること 6 安定ヨウ素剤に関すること 7 医薬品等の供給に関すること 8 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 9 福祉医療関係施設における避難等の対策に関すること 10 被災者の支援に関すること 11 愛護動物の救護に関すること 12 飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関すること	
略	略	略	略	略	略	
現地緊急医療班	医療指導課 健康増進課 薬務課 糸島保健福祉事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること 2 被災者等の避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送等に関すること 3 被災者等の救護に関すること 4 被災者の健康管理に関すること 5 安定ヨウ素剤に関すること 6 医薬品等の供給に関すること 7 災害対策本部緊急医療本部との連絡調整に関すること 8 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること				
イ～エ 略 (2)～(5) 略 2 略			イ～エ 略 (2)～(5) 略 2 略			

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧	新	改正理由
<p>第3節 応急対策活動の実施</p> <p>1 情報の収集・伝達 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、糸島市消防本部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県は、原災法に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態若しくは警戒事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、県警察、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。</p> <p>(1) 事態発生情報などの連絡 ア～エ 略 [情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路] 略</p> <p>[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路] 略</p>	<p>第3節 応急対策活動の実施</p> <p>1 情報の収集・伝達 （国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、糸島市消防本部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課）） 県は、原災法に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態若しくは警戒事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、県警察、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。</p> <p>(1) 事態発生情報などの連絡 ア～エ 略 [情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路] 略</p> <p>[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路] 略</p>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧	新	改正理由
<p>[全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路]</p> <p>(2)~(3) 略 2~3 略 4 緊急輸送活動 (国、県警察、糸島市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、財産活用課、交通政策課、空港対策局空港整備課、福祉総務課、商工政策課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課）) 原子力災害が発生した場合に避難、医療・救護活動及び救助・救急活動などを早急に実施するため、県、県警察、国、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。</p>	<p>[全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路]</p> <p>(2)~(3) 略 2~3 略 4 緊急輸送活動 (国、県警察、糸島市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、財産活用課、交通政策課、空港対策局空港事業課、福祉総務課、商工政策課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課）) 原子力災害が発生した場合に避難、医療・救護活動及び救助・救急活動などを早急に実施するため、県、県警察、国、糸島市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送活動を行う。</p>	<p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>組織再編</p>

旧	新	改正理由
<p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 交通規制などによる交通の確保</p> <p>県警察は、現場の警察官及び関係機関などからの情報に加え、交通監視用テレビ及び車両感知器などを活用して、交通状況を迅速に把握する。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。特に、国などから派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、緊急通行車両の迅速な<u>通行許可</u>など必要な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡を取るものとする。</p> <p>5 原子力災害医療活動</p> <p>(国、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、糸島市、その他市町村、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、健康増進課、医療指導課、薬務課、環境保全課）</u>)</p> <p>原子力災害が発生した場合、<u>避難者の被ばく</u>が想定されることから、県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて避難退域時検査や簡易除染、高線量被ばく患者の治療を行う高度被ばく医療支援センターなどへの搬送などの医療活動を実施する。</p> <p>糸島市、その他市町村及び県医師会などは、指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。</p> <p>なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害医療マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(1) 組織など</p> <p>ア <u>緊急医療本部</u>の設置・運営</p> <p>県は、災害対策本部に<u>緊急医療本部</u>を設置するとともに、国又は原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。</p> <p>県は、原子力災害拠点病院やDMA Tなどが行う災害医療活動と緊密に連携するとともに、国及び原子力災害医療・総合支援センターと協力し、高度被ばく医療支援センターなどの診療状況などの情報を迅速に把握し、応援派遣に備えるよう努める。</p> <p>県は、県内又は近隣県からの原子力災害医療派遣チームなどの派遣に係る調整を行うとともに、活動場所（原子力災害拠点病院、救護所及び航空搬送拠点など）の確保を図る。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 交通規制などによる交通の確保</p> <p>県警察は、現場の警察官及び関係機関などからの情報に加え、交通監視用テレビ及び車両感知器などを活用して、交通状況を迅速に把握する。</p> <p>県警察は、緊急輸送を確保するため、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。特に、国などから派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、緊急通行車両の迅速な<u>確認</u>など必要な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡を取るものとする。</p> <p>5 原子力災害医療活動</p> <p>(国、糸島市、その他市町村、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、<u>県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、独立行政法人国立病院機構、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、保健医療介護総務課、健康増進課、医療指導課、薬務課、環境保全課）</u>)</p> <p>原子力災害が発生した場合、<u>放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等</u>（それら疑いのある者を含む。以下「<u>被ばく傷病者等</u>」という。）への対応が想定されることから、県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて避難退域時検査や簡易除染、高線量被ばく<u>傷病者等</u>の治療を行う高度被ばく医療支援センターなどへの搬送などの医療活動を実施する。</p> <p>糸島市、その他市町村及び県医師会などは、指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。</p> <p>なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害医療マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(1) 組織など</p> <p>ア <u>保健医療調整本部</u>の設置・運営</p> <p>県は、災害対策本部に<u>保健医療調整本部</u>を設置するとともに、国又は原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。</p> <p>県は、原子力災害拠点病院やDMA Tなどが行う災害医療活動と緊密に連携するとともに、国及び原子力災害医療・総合支援センターと協力し、高度被ばく医療支援センターなどの診療状況などの情報を迅速に把握し、応援派遣に備えるよう努める。</p> <p>県は、県内又は近隣県からの原子力災害医療派遣チームなどの派遣に係る調整を行うとともに、活動場所（原子力災害拠点病院、救護所及び航空搬送拠点など）の確保を図る。</p>	<p>改正理由</p> <p>記載の適正化 （通行許可を出すのではなく、緊急車両であることの確認を行う）</p> <p>記載の適正化 （『原子力災害対応医療機関』に集約） 緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため 防災基本計画（R01.5修正）に基づく修正</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

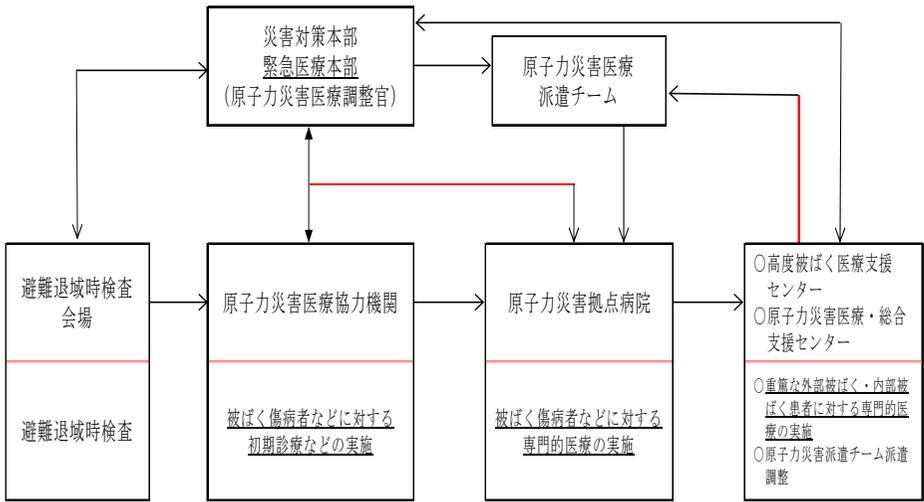
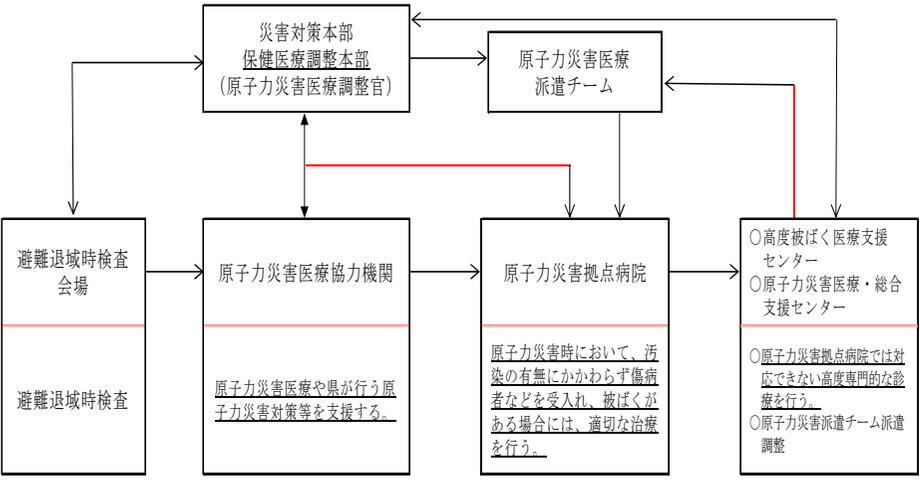
取扱注意

旧	新	改正理由
<p>国は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から原子力災害医療派遣チームなどの派遣に係る総合調整を行う。</p> <p>イ 緊急医療本部の組織・業務 <u>緊急医療本部</u>は、原子力災害医療調整官を長とし、保健医療介護部の職員で組織し、原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療活動を統括し、かつ、災害対策本部内において、医療に関する助言を行う。</p> <p>また、指定避難所などに隣接する場所に避難退域時検査会場を設置し、関係行政機関、関係医療施設などの職員で構成する避難退域時検査班、医療救護班、健康管理班を指定避難所などに派遣する。</p> <p>各班の所掌事務は、次のとおり。</p> <p>(ア) 避難退域時検査班 a 避難退域時検査に関すること b 簡易除染の必要性の判断などに関すること</p> <p>(イ) 医療救護班 a 指定避難所などにおける問診などによる身体的異常の確認に関すること b 放射線被ばく、放射性物質による汚染及び緊急時の混乱などにより生じた一般的傷病者などに対する、指定避難所等での応急措置に関すること 診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに搬送機関と連携し、医療機関へ搬送する。</p> <p>(ウ) 健康管理班 指定避難所などにおける住民などの健康管理・心身の健康相談に関すること</p> <p>ウ 原子力災害医療体制 (ア) 避難退域時検査 避難住民などの放射性物質による汚染の有無の確認を行うための検査を実施し、汚染の有無を確認する。基準値である OIL4 を超えた場合は、確認検査を実施し、必要に応じて簡易検査を行う。 簡易除染後の確認検査で、OIL4 を超える場合は、<u>緊急医療本部</u>と連携し、原子力災害医療機関協力機関及び原子力災害拠点病院へ搬送する。</p> <p>(イ) 原子力災害医療協力機関 <u>被ばく傷病者などに対する初期診療などを行う。</u> また、<u>原子力災害医療協力機関</u>で対応できない場合は、<u>緊急医療本部</u>と連携し、<u>原子力災害拠点病院</u>、<u>高度被ばく医療支援センター</u>及び<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>へ搬送する。</p> <p>(ウ) 原子力災害拠点病院 <u>原子力災害医療協力機関</u>では対応できない被ばく傷病者などの診療などを行う。 また、<u>汚染の有無にかかわらず重症な傷病者</u>などを受入れ、被ばくがある場合には適切な診療などを行う。</p>	<p>国は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から原子力災害医療派遣チームなどの派遣に係る総合調整を行う。</p> <p>イ 保健医療調整本部の組織・業務 <u>保健医療調整本部</u>は、原子力災害医療調整官を長とし、保健医療介護部の職員で組織し、原子力災害医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療活動を統括し、かつ、災害対策本部内において、医療に関する助言を行う。</p> <p>また、指定避難所などに隣接する場所に避難退域時検査会場を設置し、関係行政機関、関係医療施設などの職員で構成する避難退域時検査班（<u>医療指導班内に設置</u>）、医療救護班（<u>医療指導班内に設置</u>）、健康管理班（<u>健康増進班内に設置</u>）を指定避難所などに派遣する。</p> <p>各班の所掌事務は、次のとおり。</p> <p>(ア) 避難退域時検査班 a 避難退域時検査に関すること b 簡易除染の必要性の判断などに関すること</p> <p>(イ) 医療救護班 a 指定避難所などにおける問診などによる身体的異常の確認に関すること b 放射線被ばく、放射性物質による汚染及び緊急時の混乱などにより生じた一般的傷病者などに対する、指定避難所等での応急措置に関すること 診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに搬送機関と連携し、医療機関へ搬送する。</p> <p>(ウ) 健康管理班 指定避難所などにおける住民などの健康管理・心身の健康相談に関すること</p> <p>ウ 原子力災害医療体制 (ア) 避難退域時検査 避難住民などの放射性物質による汚染の有無の確認を行うための検査を実施し、汚染の有無を確認する。基準値である OIL4 を超えた場合は、確認検査を実施し、必要に応じて簡易検査を行う。 簡易除染後の確認検査で、OIL4 を超える場合は、<u>保健医療調整本部</u>と連携し、原子力災害医療機関協力機関及び原子力災害拠点病院へ搬送する。</p> <p>(イ) 原子力災害医療協力機関 <u>汚染等傷病者の初期診療及び救急診療などの原子力災害医療や、救護所に医療従事者の派遣を行うなどの県が行う原子力災害対策等を支援する。</u></p> <p>(ウ) 原子力災害拠点病院 汚染の有無にかかわらず<u>傷病者等</u>を受入れ、被ばくがある場合には適切な診療などを行う。 原子力災害拠点病院で対応できない場合は、<u>保健医療調整本部</u>と連携し、<u>高度被ばく医療支援センター</u>及び<u>原子力災害医療・総合支</u></p>	<p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>原子力災害拠点病院等指定（H30.3）にともなう記載の適正化</p> <p>原子力災害拠点病院等指定（H30.3）にともなう記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧	新	改正理由
<p>原子力災害拠点病院で対応できない場合は、緊急医療本部と連携し、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへ搬送する。</p> <p>(エ) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>放射線被ばく障害による専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重内部被ばく患者などについては、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療総合支援センターに搬送し、専門の治療を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 高度被ばく医療機関支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターなどへの搬送</p> <p>県は、原子力災害拠点病院などから被ばく患者の高度被ばく医療機関支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターなどへの搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊などに対し、搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>援センターへ搬送する。</p> <p>(エ) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>放射線被ばく障害による専門的治療が必要とされる高線量被ばく傷病者等や重内部被ばく傷病者等などについては、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療総合支援センターに搬送し、専門の治療を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 高度被ばく医療機関支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターなどへの搬送</p> <p>県は、原子力災害拠点病院などから被ばく傷病者等の高度被ばく医療機関支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターなどへの搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊などに対し、搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>防災基本計画（R01.5 修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R01.5 修正）に基づく修正</p>

旧	新	改正理由																				
<p>[原子力災害医療基本活動体制図]</p>  <p>○高度被ばく医療支援センター ○原子力災害医療・総合支援センター ○重篤な外部被ばく・内部被ばく患者に対する専門的医療の実施 ○原子力災害医療派遣チーム派遣調整</p>	<p>[原子力災害医療基本活動体制図]</p>  <p>○高度被ばく医療支援センター ○原子力災害医療・総合支援センター ○原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う。 ○原子力災害派遣チーム派遣調整</p>	<p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>原子力災害拠点病院等指定(H30.3)にともなう記載の適正化</p>																				
<p>[原子力災害医療体制の概要]</p>	<p>[原子力災害医療体制の概要]</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>避難退域時検査</th> <th>原子力災害医療機関</th> <th>原子力災害拠点病院</th> <th>○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被ばく傷病者などに対する初期診療などの実施を行う。 福岡県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者などの受け入れを行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 重篤な外部被ばく、内部被ばく患者の診療などを実施、長期的治療を行う。 高線量被ばく傷病者の救急治療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	避難退域時検査	原子力災害医療機関	原子力災害拠点病院	○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター	措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被ばく傷病者などに対する初期診療などの実施を行う。 福岡県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者などの受け入れを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 重篤な外部被ばく、内部被ばく患者の診療などを実施、長期的治療を行う。 高線量被ばく傷病者の救急治療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>避難退域時検査</th> <th>原子力災害医療協力機関</th> <th>原子力災害拠点病院</th> <th>○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等を支援する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	避難退域時検査	原子力災害医療協力機関	原子力災害拠点病院	○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター	措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。 	<p>原子力災害拠点病院等指定(H30.3)にともなう記載の適正化</p>
区分	避難退域時検査	原子力災害医療機関	原子力災害拠点病院	○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター																		
措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被ばく傷病者などに対する初期診療などの実施を行う。 福岡県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者などの受け入れを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 重篤な外部被ばく、内部被ばく患者の診療などを実施、長期的治療を行う。 高線量被ばく傷病者の救急治療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。 																		
区分	避難退域時検査	原子力災害医療協力機関	原子力災害拠点病院	○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター																		
措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。 																		

旧	新	改正理由
<p>6 救助・救急活動 （国、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課）） 原子力災害が発生した場合、県、県警察、国、海上保安部、自衛隊、糸島市、消防機関、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて被ばく者及び負傷者への救助・救急活動を実施する。</p> <p>(1) 救助・救急活動 ア 救助・救急活動の実施 県警察、海上保安部及び消防機関は、災害の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。 県は、広域支援が必要と認める場合は、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備を要請し、消防機関は、傷病者を迅速に医療機関に搬送する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 屋内退避、避難等の防護措置 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、男女共同参画推進課、国際局国際政策課・地域課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、教育庁総務企画課、社会教育課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課）） 県及び糸島市は、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示などに基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品や生活必需品などの供給対策を実施する。 避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「基本計画」及び糸島市が策定する「個別計画」に基づき実施する。</p> <p>(1)～(10)略</p> <p>8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等 （糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県（私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、社会教育課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課）） 学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の勧告・指示などがあった場合、あらかじめ避難方法、避難経路、誘導責任者及び避難場所などについて策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>9 略</p>	<p>6 救助・救急活動 （国、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課）） 原子力災害が発生した場合、県、県警察、国、海上保安部、自衛隊、糸島市、消防機関、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて被ばく傷病者等への救助・救急活動を実施する。</p> <p>(1) 救助・救急活動 ア 救助・救急活動の実施 県警察、海上保安部及び消防機関は、災害の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助活動を行う。 県は、広域支援が必要と認める場合は、医療機関・団体に対し、被ばく傷病者等受入れ体制の整備を要請し、消防機関は、被ばく傷病者等を迅速に医療機関に搬送する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>7 屋内退避、避難等の防護措置 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、教育庁総務企画課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課）） 県及び糸島市は、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示などに基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品や生活必需品などの供給対策を実施する。 避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「基本計画」及び糸島市が策定する「個別計画」に基づき実施する。</p> <p>(1)～(10)略</p> <p>8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等 （糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県（私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課）） 学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の勧告・指示などがあった場合、あらかじめ避難方法、避難経路、誘導責任者及び避難場所などについて策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>9 略</p>	<p>防災基本計画（R01.5修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R01.5修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化 （県制順） 緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため （保健医療介護総務課が担当課のため追記）</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため （担当課の追記） 記載の適正化</p>

旧	新	改正理由
<p>10 防災業務関係者の安全確保 (国、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、福岡県トラック協会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、医療指導課、関係各課))</p> <p>原子力災害が発生した場合、防災業務関係者は放射性物質によって汚染された地域で作業を行うこともあり、その安全や健康を適切に守るための対策を講じる必要があるため、県、県警察、国、糸島市、消防機関、原子力災害対応医療機関及びその他防災関係機関は、緊急時モニタリングや原子力災害医療など緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理 ア 略 イ 各機関の被ばく管理 県、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、独自に防災業務関係者の被ばく管理を適切に行うものとする。また、必要に応じて簡易除染などの医療措置を行う。 なお、被ばく管理を行うに当たっては、緊急モニタリング本部、<u>緊急医療本部</u>及び原子力災害医療派遣チームと緊密に連携するものとする。また、高度被ばく医療支援センターなど以外の機関にあっては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。 糸島市は、必要に応じて県及び防災関係機関に簡易除染などの医療措置を要請する。 ウ～エ 略</p> <p>11 飲料水、飲食物の摂取制限など (国、糸島市、その他市町村、農協、漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県(県民情報広報課、生活衛生課、農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、水資源対策課))</p> <p>県は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の<u>指導・助言及び指示に基づき</u>、糸島市及びその他市町村に、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、<u>農林水産物などの採取及び出荷制限を指示</u>する。</p> <p>(1) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限 県は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の<u>指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき</u>、汚染飲料水(水道水を除く)の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に<u>指示</u>する。 また、水道水については、O I Lの基準値を踏まえた国の<u>指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき</u>、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に<u>指示</u>する。 糸島市及びその他市町村は、国の<u>指導・助言、指示若しくは国の指示などに基づき</u>県の<u>指導・助言、指示又は放射性物質による汚染状況調査に基づき</u>、汚染飲料水(水道水を除く)の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び</p>	<p>10 防災業務関係者の安全確保 (国、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、福岡県トラック協会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、<u>保健医療介護総務課、医療指導課、関係各課</u>))</p> <p>原子力災害が発生した場合、防災業務関係者は放射性物質によって汚染された地域で作業を行うこともあり、その安全や健康を適切に守るための対策を講じる必要があるため、県、県警察、国、糸島市、消防機関、原子力災害対応医療機関及びその他防災関係機関は、緊急時モニタリングや原子力災害医療など緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理 ア 略 イ 各機関の被ばく管理 県、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、独自に防災業務関係者の被ばく管理を適切に行うものとする。また、必要に応じて簡易除染などの医療措置を行う。 なお、被ばく管理を行うに当たっては、緊急モニタリング本部、<u>保健医療調整本部</u>及び原子力災害医療派遣チームと緊密に連携するものとする。また、高度被ばく医療支援センターなど以外の機関にあっては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。 糸島市は、必要に応じて県及び防災関係機関に簡易除染などの医療措置を要請する。 ウ～エ 略</p> <p>11 飲料水、飲食物の摂取制限など (国、糸島市、その他市町村、農協、漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県(県民情報広報課、生活衛生課、農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、水資源対策課))</p> <p>県は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の<u>指示又は要請に基づき</u>、糸島市及びその他市町村に、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限<u>並びに農林水産物などの採取及び出荷制限を要請</u>する。</p> <p>(1) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限 県は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の<u>指示又は要請に基づき</u>、汚染飲料水(水道水を除く)の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に<u>要請</u>する。 また、水道水については、O I Lの基準値を踏まえた国の<u>指示又は要請に基づき</u>、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置をとるよう、糸島市及びその他市町村に<u>要請</u>する。 糸島市及びその他市町村は、国の<u>指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく</u>県の<u>要請に基づき</u>、汚染飲料水(水道水を除く)の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限など必要な措置を講じる。 また、水道水については、国の<u>指示又は要請、並びに国の指示又は要請</u></p>	<p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため (担当課の追記)</p> <p>緊急医療本部は新設された保健医療調整本部に吸収されたため</p> <p>防災基本計画(R01.5修正)に基づく修正</p>

旧	新	改正理由																								
<p>び摂取制限など必要な措置を講じる。</p> <p>また、水道水については、国の<u>指導・助言、指示若しくは国の指示などに基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき</u>、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。</p> <p>県、糸島市及びその他市町村は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限などの措置の内容について、県民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 農林水産物などの採取及び出荷制限</p> <p>県は、国の<u>指導・助言、指示に基づき</u>、糸島市及びその他市町村に対し、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者に次の措置をとることを<u>指示するよう指示するとともに</u>、必要に応じて、生産地、出荷機関及び市場において産地名及び出荷時期などの調査を実施する。</p> <p>① 農作物の作付け制限</p> <p>② 農林水産物などの収穫、漁獲の禁止</p> <p>③ 農林水産物などの出荷制限</p> <p>④ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限</p> <p>⑤ その他必要な措置</p> <p>糸島市及びその他市町村は、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの<u>指示内容</u>について周知するとともに、県が<u>指示する措置</u>を講じるよう<u>指示する</u>。</p> <p>県、糸島市及びその他市町村は、<u>指示した措置の内容</u>について、県民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。</p> <p>県は、糸島市及びその他市町村の協力を得て、<u>指示した措置</u>が講じられた農林水産物などが流通した場合に県民などから通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて店頭などに流通していないか調査・検査を実施し、関係者に情報提供を行う。</p> <p>[肥料（堆肥、腐葉土など）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わらなど）の許容値に関する指標]</p> <table border="1" data-bbox="148 1315 1086 1576"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥料・土壌改良資材・培土</td> <td>400ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>牛、馬用飼料</td> <td>100ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>豚用飼料</td> <td>80ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>家きん用飼料</td> <td>160ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>養殖魚用飼料</td> <td>40ベクレル/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」)</p> <p>(4) 飲料水、飲食物の供給</p> <p>糸島市及びその他市町村は、飲料水、飲食物の摂取制限などの措置を<u>指示したときは</u>、必要に応じて市町村地域防災計画に基づいて、住民などへの応急給水などの措置を講じる。</p>	対象	放射性セシウム	肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg	牛、馬用飼料	100ベクレル/kg	豚用飼料	80ベクレル/kg	家きん用飼料	160ベクレル/kg	養殖魚用飼料	40ベクレル/kg	<p><u>に基づく県の要請に基づき</u>、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。</p> <p>県、糸島市及びその他市町村は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限などの措置の内容について、県民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 農林水産物などの採取及び出荷制限</p> <p>県は、国の<u>指示又は要請に基づき</u>、糸島市及びその他市町村に対し、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者に次の措置をとることを<u>要請するよう要請するとともに</u>、必要に応じて、生産地、出荷機関及び市場において産地名及び出荷時期などの調査を実施する。</p> <p>① 農作物の作付け制限</p> <p>② 農林水産物などの収穫、漁獲の禁止</p> <p>③ 農林水産物などの出荷制限</p> <p>④ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限</p> <p>⑤ その他必要な措置</p> <p>糸島市及びその他市町村は、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの<u>要請内容</u>について周知するとともに、県が<u>要請する措置</u>を講じるよう<u>要請する</u>。</p> <p>県、糸島市及びその他市町村は、<u>要請した措置の内容</u>について、県民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。</p> <p>県は、糸島市及びその他市町村の協力を得て、<u>要請した措置</u>が講じられた農林水産物などが流通した場合に県民などから通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて店頭などに流通していないか調査・検査を実施し、関係者に情報提供を行う。</p> <p>[肥料（堆肥、腐葉土など）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わらなど）の許容値に関する指標]</p> <table border="1" data-bbox="1166 1315 2104 1576"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥料・土壌改良資材・培土</td> <td>400ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>牛、馬用飼料</td> <td>100ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>豚用飼料</td> <td>80ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>家きん用飼料</td> <td>160ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>養殖魚用飼料</td> <td>40ベクレル/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」)</p> <p>(4) 飲料水、飲食物の供給</p> <p>糸島市及びその他市町村は、飲料水、飲食物の摂取制限などの措置を<u>要請したときは</u>、必要に応じて市町村地域防災計画に基づいて、住民などへの応急給水などの措置を講じる。</p>	対象	放射性セシウム	肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg	牛、馬用飼料	100ベクレル/kg	豚用飼料	80ベクレル/kg	家きん用飼料	160ベクレル/kg	養殖魚用飼料	40ベクレル/kg	<p>改正理由</p> <p>防災基本計画（R01.5 修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R01.5 修正）に基づく修正</p>
対象	放射性セシウム																									
肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg																									
牛、馬用飼料	100ベクレル/kg																									
豚用飼料	80ベクレル/kg																									
家きん用飼料	160ベクレル/kg																									
養殖魚用飼料	40ベクレル/kg																									
対象	放射性セシウム																									
肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg																									
牛、馬用飼料	100ベクレル/kg																									
豚用飼料	80ベクレル/kg																									
家きん用飼料	160ベクレル/kg																									
養殖魚用飼料	40ベクレル/kg																									

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）修正素案 新旧対照表

取扱注意

旧	新	改正理由
<p>県は、飲料水、飲食物の摂取制限などの措置を糸島市及びその各市町村に指示した場合において、糸島市及びその各市町村から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、糸島市及びその各市町村の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除</p> <p>県は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給などに配慮しつつ、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物などの採取及び出荷制限の解除を糸島市及びその各市町村に指示する。</p> <p>糸島市及びその各市町村は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示又は国の指示などに基づく県の指導・助言、指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物などの採取及び出荷制限を解除する。</p> <p>12～14 略</p>	<p>県は、飲料水、飲食物の摂取制限などの措置を糸島市及びその各市町村に要請した場合において、糸島市及びその各市町村から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、糸島市及びその各市町村の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除</p> <p>県は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物などの採取及び出荷制限の解除を糸島市及びその各市町村に実施する。</p> <p>12～14 略</p>	<p>防災基本計画（R01.5 修正）に基づく修正</p>

旧	新	改正理由
<p>第4章 災害復旧対策</p> <p>第1節 災害対策の概要</p> <p>略</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>1 応援要請及び職員の派遣要請など</p> <p>（国、他の都道府県、糸島市、その他市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、<u>医療指導課</u>、関係各課））</p> <p>県及び糸島市は、災害復旧対策のため必要と認める場合、あらかじめ締結された応援協定などに基づき、他の都道府県及びその他市町村などに対し、応援要請を行うとともに、県は、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、糸島市は、指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>また、県及び糸島市は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言及びその他必要な援助を求めるものとする。</p> <p>第3節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>1～4 略</p> <p>5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など</p> <p>（国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、<u>医療指導課</u>、<u>環境保全課</u>、中小企業振興課、観光政策課、観光振興課、農山漁村振興課、林業振興課、漁業管理課、各部主管課、関係各課））</p> <p>原子力災害が発生した場合、住民などの原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、県、糸島市及びその他市町村は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況などを記録する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>6～10 略</p>	<p>第4章 災害復旧対策</p> <p>第1節 災害対策の概要</p> <p>略</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>1 応援要請及び職員の派遣要請など</p> <p>（国、他の都道府県、糸島市、その他市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、関係各課））</p> <p>県及び糸島市は、災害復旧対策のため必要と認める場合、あらかじめ締結された応援協定などに基づき、他の都道府県及びその他市町村などに対し、応援要請を行うとともに、県は、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請し、糸島市は、指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>また、県及び糸島市は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言及びその他必要な援助を求めるものとする。</p> <p>第3節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>1～4 略</p> <p>5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など</p> <p>（国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、環境保全課、中小企業振興課、観光政策課、観光振興課、農山漁村振興課、林業振興課、漁業管理課、各部主管課、関係各課））</p> <p>原子力災害が発生した場合、住民などの原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、県、糸島市及びその他市町村は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況などを記録する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>6～10 略</p>	<p>記載の適正化 （『関係各課』に集約）</p> <p>記載の適正化 （『関係各課』に集約）</p>

旧	新	改正理由
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 複合災害対策の概要</p> <p>略</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>災害事前対策については、発生する災害の種類に応じ、「福岡県地域防災計画」の「基本編・風水害対策編」及び「地震・津波対策編」など各編の定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、複合災害時においては、各編の災害予防対策の実施に当たり、次の点に留意するものとする。</p> <p>1 災害事前対策実施に当たっての基本的考え方</p> <p>2 災害事前対策に係る留意点</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、複合災害時においても、国、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と確実に情報の収集・伝達を行うため、必要な連絡体制及び県民などの問合せに対応する相談体制の整備に努める。</p> <p>(2) 県民などへの情報提供、相談体制の整備</p> <p>県は、国及び糸島市と連携し、複合災害時において、県民などに対して正確な情報を迅速に提供するための必要な体制の整備に努める。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>第3節～第4節</p> <p>略</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 複合災害対策の概要</p> <p>略</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>災害事前対策については、発生する災害の種類に応じ、「福岡県地域防災計画」の「基本編・風水害対策編」及び「地震・津波対策編」など各編の定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、複合災害時においては、各編の災害予防対策の実施に当たり、次の点に留意するものとする。</p> <p>1 災害事前対策実施に当たっての基本的考え方</p> <p>2 災害事前対策に係る留意点</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、複合災害時においても、国、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と確実に情報の収集・伝達を行うため、必要な連絡体制の整備に努める。</p> <p>(2) 県民などへの情報提供、相談体制の整備</p> <p>県は、国及び糸島市と連携し、複合災害時において、県民などに対して正確な情報を迅速に提供するための必要な体制及び県民等の問い合わせに対応する相談体制の整備に努める。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>第3節～第4節</p> <p>略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>